

## 函館海上保安部と函館市消防本部との船舶消火に関する業務協定

この協定は、領海内における船舶（消防法第2条の「舟」を含む、以下同じ。）の火災について、昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された覚書に基づき、函館海上保安部と函館市消防本部との間に業務協定を締結して円滑な消火活動を行なうこととする。

### （消火活動の担任区分）

第1条 次に掲げる船舶の消火活動は主として函館市消防本部（以下「消防本部」という。）が担任し、函館海上保安部（以下「海上保安部」という。）はこれた協力するものとする。

- (1) 火頭又は岸壁にけい留された船舶及び上梁又は入渠中の船舶
- (2) 河川湖沼における船舶

2 前項各号以外の船舶の消火活動は主として海上保安部が担任し、消防本部はこれに協力するものとする。

### （海上保安部の協力事項）

第2条 消防本部の担任にかかる船舶の消火活動のため、消防本部から要請があつた場合において、海上保安部が協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 巡視船艇による消火活動、海上輸送及び警戒
  - (2) 船舶火災のため、船舶又は陸上施設へ延焼のおそれがある場合において、火災船舶又は延焼のおそれのある船舶を他の安全な場所に移動することが消火上有効と認める場合の巡視船艇による当該船舶の曳航
  - (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項
- 2 前項の消火活動のため派遣された海上保安部の職員は、火災現場の上席消防職員と協議のうえ有効な消火活動を行なうものとする。

(消防本部の協力事項)

第3条 海上保安部の担任にかかる船舶の消火活動のため、海上保安部から要請があつた場合において、消防本部が協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 消火活動に必要な場合における海上保安部の指定する場所への消防車等の出動
  - (2) 船舶又は流出油による火災に対して陸上からの消火活動が有効であると認めた場合における消防車等の出動
  - (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項
- 2 前項の消火活動のため派遣された消防職員は、海上保安部の上席職員と協議のうえ有効な消火活動を実施するものとする。

(火災原因調査等の協力)

第4条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、それぞれの担任区分による船舶に対して行なうものとする。

- 2 消防本部から前項の調査のための協力の要請があつたときは、海上保安部は、これに協力するものとする。
- 3 消防本部は第1項の調査の結果、放火又は失火の犯罪があると認められる場合は、直ちに海上保安部に通報するとともに必要な証拠を集め、その保全に努めるものとし、放火又は失火の犯罪のおそれのない場合は当該調査の内容を海上保安部に通報するものとする。
- 4 海上保安部から、犯罪捜査のための協力の要請があつた場合は、消防本部は、これに協力するものとする。
- 5 前項の場合のほか、海上保安部から第1項の調査のための協力の要請があつたときは、消防本部は、これに協力するものとする。

海上保安部は、第1項の調査の内容を消防本部に通報するも

のとする。

(情報等の交換)

第5条 法令に定めのあるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(火災の相互通報)

第6条 海上保安部又は消防本部が船舶火災を認知したときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(単独消火)

第7条 海上保安部又は消防本部が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第8条 船舶火災の消防活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第9条 大型タンカー等の事故の場合における消防活動を効果的に行なうため、海上保安部及び消防本部は、地方防災会議の港湾防災計画に基づき、おおむね次の事項につき連絡調整を行なうものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消防活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(協定の改定)

第10条 この協定を改定する事由が発生したときは、両者協議のうえ改定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和44年2月5日から実施する。
- 2 昭和25年5月8日締結の「函館海上保安部と函館市消防本部との船舶消防に関する業務協定」は、廃止する。

昭和44年2月5日

函館海上保安部長 江原正大

函館市消防長 照井良